

所管課		子ども・福祉部生活福祉課														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策									
	第2章 共生共感都市			08 社会保障			04 生活保護制度を適正に運用する									
事業：生活支援扶助事業													整理番号	0058		
目的	生活困難者に対する支援を行う。															
	生活困難者に対する支援を行い、自立を助長する。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		7,263		コスト情報・評価	総コスト(千円)		9,550		総合評価	B	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		1		事業費		7,263				効率性		A		
		国府支出金		7,262		人件費		2,287				有効性		B		
		地方債		0		公債費		0				事業の目的や要件等に基づき、適正に事業を実施した。				
		その他特定財源		0		一人あたり(円)		86								
						世帯あたり(円)		202								
	評価理由															
	貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	離職対象者に対し、本事業を実施し貢献した。									
今後の方向性	住宅支援給付事業は平成27年3月末で事業終了するが、平成27年度から生活困窮者自立支援制度において同等内容の住宅確保給付金の支援を行う予定。															

事業 優先順位		1	細事業:住宅支援給付事業				整理 番号		02					
目的		離職した人で常用就労の意欲のある人のうち、住宅を失っている人又は失うおそれのある人を対象として、原則3ヶ月間、賃貸住宅等の家賃として住宅支援を支給するとともに再就職に向けた支援を行う。												
目標		住宅支援扶助費により、住宅支援対象者に原則3ヶ月間、家賃として住宅支援を支給するとともに、支援期間中に、再就職に向けた就労支援を行う。												
事業 実施主体		直営		事業開始 年		平成21年度		根拠 法令						
事業費・財源	事業費・財源 内訳			平成25年度	平成24年度	比 較		コスト 情報・従 事職員数 参考			平成25年度	平成24年度	比 較	
		事業費（決算額）（千円）		7,263	8,392	-1,129			総コスト（千円）		9,550	9,979	-429	
		一般財源		1	0	1			事業費		7,263	8,392	-1,129	
		国庫支出金		7,262	8,392	-1,130			人件費		2,287	1,587	700	
		地方債		0	0	0			公債費		0	0	0	
		その他特定財源		0	0	0			一人あたり（円）		86	88	-2	
				0					世帯あたり（円）		202	212	-10	
				0					職員数（人）		0.30	0.20	0.10	
				0					再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00	
		今後の 方向性		緊急特別措置事業としては平成27年3月31日で終了する。但し、平成27年3月申請者の支援は終了まで行う。なお、平成27年4月からは、生活困窮者自立支援制度にて同等内容で住宅確保給付金の支援実施予定。										
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	申請時に離職後2年以内の65歳未満の人で常用就労の意欲のある人のうち、住宅を失っている人又は失うおそれのある人						
	A		A		B									

事業：生活支援扶助事業

日本の経済状況は、構造的な景気低迷が続き、国際的に見て低水準であった日本の完全失業率は上昇に転じ、特に長期失業者や若年層の失業者が増加している。また、長期にわたる景気低迷やグローバル化による流動的で厳しい市場競争環境に対応する必要性等から、近年は、全就業者に占める非正規雇用労働者の割合が大幅に上昇している。非正規雇用労働者は、雇用が不安定であるばかりでなく、一般的に正規雇用労働者に比べて賃金が低く能力開発の機会が十分に提供されていないことも多く、そのため、安定した経済的基盤や職業キャリアを築くことができない状況にあり、経済的に困窮する人が増加している。

このような状況において、特に、離職したことによって生活に困窮する者に対する賃貸住宅等の家賃の支給等により、生活支援活動を実施した。

細事業：住宅支援給付事業

厳しい経済・雇用情勢の中で、離職者が再就職できるよう、生活や住宅の支援を行う第二のセーフティネットの一環として、また、雇用施策を補完する取組みとして、住宅手当緊急特別措置事業が創設された。

この制度は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失った又は失うおそれのある人を対象として、原則3カ月間を限度として住宅支援を給付するとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものであり、国が制定した制度で、市が実施主体である。

なお、平成25年度から住宅支援給付事業と名称等を変更して実施している。

支給対象者の要件、内容等は下記のとおりで、平成25年度の支給人数は10人（当初支給分9人、延長支給分1人）、支給総額は1,208,200円となっている。なお、支給人数のうち、7人が就労（アルバイト含む）し自立した。

【住宅支援給付対象者の要件】

- ①離職後2年以内の者であって、65歳未満である者
- ②離職前に、主たる生計維持者であったこと（離職前においては主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合を含む）
- ③就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所（ハローワーク）への求職申込みを行うこと又は現に行っていること
- ④離職により住宅を喪失していること又は賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれがあること
- ⑤申請日の属する月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が次に定める収入基準額であること
 - ・単身世帯：84,000円／月 に家賃額を加算した額未満
 - ・2人世帯：172,000円／月 以内
 - ・3人以上世帯：172,000円／月 に家賃額を加算した額未満
- ⑥申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること
 - ・単身世帯 50万円 ・複数世帯 100万円
- ⑦雇用施策による給付等及び地方自治体が実施する住宅等困窮離職者に対する類似の給付又は貸付を、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

【住宅支援給付の支給条件】

- ①毎月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）へ出向いて職業相談を受けること
- ②毎月4回以上、市役所の支援員等による面談等の支援を受けること
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること
- ④上記に加え、原則として次のいずれかの支援を利用するものとする。

○日常・社会生活支援

○生活保護受給者等就労自立促進事業